

氏名	野村 照幸		
学位の種類	博士（ヒューマン・ケア科学）		
学位記番号	博甲第 8657 号		
学位授与年月	平成 30年 3月 23日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	人間総合科学研究科		
学位論文題目	医療観察法処遇における有効なクライシス・プランの 実践について		
主査	筑波大学教授	医学博士	田宮菜奈子
副査	筑波大学准教授	博士（文学）	岡本 智周
副査	筑波大学准教授	博士（医学）	森田 展彰
副査	国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 認知行動療法センター診療部長		医学博士 平林 直次

論文の内容の要旨

野村照幸氏の博士學位論文は、医療観察法処遇における有効なクライシス・プランの実践について検討したものである。その要旨は以下のとおりである。

目的

医療観察法は再他害行為防止と社会復帰を目的とした法律であり、入院処遇と通院処遇が含まれる。入院処遇を担う指定入院医療機関では、退院までに「クライシス・プラン」を作成する。これは対象者の病状管理や支援者間の連携などに役立つことが期待される計画書であり、通院処遇の支援者に引き継がれる。しかし、クライシス・プランの作成手順や方法は明確ではない。そこで、本研究で、著者はクライシス・プランの実態調査を行い、得られた課題を踏まえ、医療観察法病棟スタッフ向けの研修プログラムを開発し、効果測定を行うことを目的としている。

方法

研究1で著者は指定入院医療機関の医療観察法病棟スタッフ、指定通院医療機関の医療観察法担当精神保健福祉士、社会復帰調整官、入院処遇から通院処遇に移行した対象者にアンケートによる実態調査を行っている。

研究2で著者は実態調査の結果に加え、クライシス・プランをめぐる課題や海外における関連領域の研究や実践等を取り入れ、医療観察法担当スタッフを対象にした「クライシス・プラン作成研修プログラム」を作成している。

研究3では3カ所の医療観察法病棟スタッフを対象に研究2でプログラムの介入研究を行った。

結果

著者は次のような結果を得ている。実態調査（研究 1）において、医療観察法病棟スタッフはクライシス・プランの作成に関して「対象者に重要性を理解してもらうこと」などに困難感を抱える傾向があった。また、指定通院医療機関と社会復帰調整官において、クライシス・プランを十分活用しているとはいいがたいことが示唆された。そして、指定通院医療機関の活用には「対象者と支援者との協働的な病状管理」などの要因が影響し、社会復帰調整官の活用には「適切な対応のための情報共有」などの要因が影響することが明らかになった。

次に、実態調査の結果から得られた課題を踏まえ、対象者や支援者との協働的に作成するための「クライシス・プラン作成研修プログラム」を作成した（研究 2）。そして、介入により、クライシス・プラン作成に関する理解度や作成に関する効力感などの多くの尺度において、研修後に平均値が有意に向上した。

考察

以上の結果に基づいて、著者は次のように考察している。研修プログラムの内容がクライシス・プラン作成のための知識や効力感の向上に有用であった可能性がある。ただし、今回の研究では対照群を設定していなかったことから、本研修プログラムの独自の効果とは言い切れない。今後は対照群を設定し、本研修プログラム独自の効果を検討する必要がある。

審査の結果の要旨

（批評）

本研究は、医療観察法処遇の病院でクライシス・プラン策定とそれに基づく実践者としての経験を活かし、その実態を調査し、それに基づく研修プログラムの策定、実施との関連要因、そしてその効果を検証した意義ある研究である。

著者は、実態調査（研究 1）において、医療観察法病棟スタッフは、クライシス・プランの作成はしなければならない状況にも関わらず、いまだ「対象者に重要性を理解してもらうこと」などに困難感を抱えていること、また、指定通院医療機関と社会復帰調整官においても、クライシス・プランを十分活用しているとはいいがたいという実態を明らかにした。さらにより活用されるためには、指定通院医療機関においては「対象者と支援者との協働的な病状管理」が、社会復帰調整官においては「適切な対応のための情報共有」に重点を置くことを示唆している。

次に、研究 2 で著者は、実態調査の結果から「クライシス・プラン作成研修プログラム」を作成し、クライシス・プラン作成に関する理解度や作成に関する効力感など、研修後の効果を明らかにした。

審査会では、主に効果の解釈において、対照群の設定がないことの限界、どのような人に効果があり、どのような人をより研修の対象にするべきかなど、効果の結果の解釈と実践への応用などについて主に議論がなされた。これに対応し、一部の層別化した分析の解釈や、指摘事項に沿った加筆も適切に行われたことを確認した。

方法論など、今後の研究への課題はあるが、社会的に重要なプランでありながら、まだ実践が十分でないという実態とのギャップを埋める大きな一歩をなした意義ある研究である。また、実践者でありかつ研究方法を身に着けた著者ならではの研究である。

平成 29 年 12 月 26 日学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

よって、著者は博士（ヒューマン・ケア科学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。